

育児休業期間終了日証明書

組合員証	記号	〇〇〇	組合員 氏名	共済 花子	所属 機関名	□ □ □
	番号	〇〇〇〇				

下記の法律に基づき 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 付けで育児休業が終了しました。

記

1. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」
(平成3年法律第76号)第9条第2項該当

2. 「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第110号)第5条該当

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

職名 □ □ □ 長
所属所長
氏名 △ △ △ △

公印

【参考】

『「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)第9条第2項』抜粋

(育児休業期間)

第9条 省略

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第3号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終了する。

1. 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
2. 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が1歳に達したこと。
3. 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、第15条第1項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

『「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第110号)第5条』抜粋

(育児休業の承認の失効等)

第五条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他条例で定める事由に該当すると認められるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。